

京都市教育委員会教育長訓令甲第12号

事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第2条総務部の款調査課の項中第25号を第26号とし、第6号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) へき地スクールバスに関する事。

第2条総務部の款教育環境整備室の項第16号中「建物の」の右に「新築及び」を加える。

第2条指導部の款学校指導課の項を次のように改める。

学校指導課

- (1) 学校教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関する事。
- (2) 学校教育に係る重要な事務事業の調査及び研究に関する事。
- (3) 幼稚園教育、小学校教育、中学校教育及び高等学校教育に関する事。
- (4) 学校教育活動の振興に関する事。
- (5) 高等学校の通学区域の設定及び変更に関する事。
- (6) 公立高等学校入学者選抜事務に関する事。
- (7) 英語教育外国人指導員に関する事。
- (8) 教育団体の教育活動の振興に関する事。
- (9) 人権教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関する事。
- (10) 人権教育に係る事業の実施に関する事。

- (11) 京都市コミュニティセンター条例第1条第3項第4号に規定する学習施設（以下「学習施設」という。）の運営に関する事。
- (12) 教育機関との連絡調整に関する事。
- (13) 部内及び課内庶務に関する事。
- (14) 音楽高校改革推進・建設室の物品会計事務に関する事。

#### 指導主事室

- (1) 学校運営の指導に関する事。
- (2) 教育課程に係る基準の設定及び指導に関する事。
- (3) 教科用図書の採択その他教材の使用に係る指導に関する事。
- (4) 教育評価に係る指導に関する事。
- (5) 進路指導に関する事。
- (6) 総合教育センターの行う研修その他の事業の援助に関する事。
- (7) 学校教育活動の指導に係る連絡調整に関する事。
- (8) 人権教育に係る指導に関する事。
- (9) 学習施設の管理及び同施設における事業の実施及び指導に関する事。
- (10) 他の課等の所管に属さない学校教育活動の指導に関する事。

#### 小中一貫教育推進室

- (1) 小中一貫教育の推進に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 小中一貫教育の推進に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 小中一貫教育の推進に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

#### 京都こどもモノづくり事業企画推進室

- (1) 京都こどもモノづくり事業に係る企画及び調査並びに関係機関との連絡調整に関する事。

(2) 京都こどもモノづくり事業に係る施設整備に関すること。

第2条指導部の款下京中学校教育企画推進室の項及び工業高校改革推進室の項を削り、同款地域教育専門主事室の項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 放課後子ども教室の推進に係る企画及び調査並びに関係機関との連絡調整に関すること。

第2条指導部の款総合育成支援課の項を次のように改める。

総合育成支援課

- (1) 障害のある児童及び生徒の教育に関すること。
- (2) 障害のある児童及び生徒の教育に係る助成に関すること。
- (3) 総合支援学校（京都市立特別支援学校条例により設置する特別支援学校をいう。以下同じ。）の通学用バスの管理に関すること。
- (4) 障害のある市民の生涯学習に関すること。
- (5) 課内庶務に関すること。

指導主事室

- (1) 障害のある児童及び生徒の教育に係る指導に関すること。
- (2) 障害のある児童及び生徒の教育に係る業務に直接従事する教職員の指導に関すること。
- (3) 就学指導に関すること。
- (4) 総合支援学校及び育成学級の教育課程に係る基準の設定及び指導に関すること。
- (5) 総合支援学校及び育成学級の教科用図書の採択その他教材の使用に係る指導に関すること。

- (6) 総合支援学校及び育成学級における教育評価に係る指導に関すること。
- (7) 総合支援学校及び育成学級における進路指導に関すること。
- (8) 障害のある児童及び生徒の教育に係る機関等との連絡調整に関すること。

第2条指導部の款生徒指導課の項を次のように改める。

#### 生徒指導課

- (1) 生徒指導に係る事業の実施に関すること。
- (2) 子ども会その他の少年団体の運営指導及び連絡調整に関すること。
- (3) 子ども会その他の少年団体の指導者の養成及び研修に関すること。
- (4) 児童文化の育成に関すること。
- (5) 京都市少年合唱団の運営に関すること。
- (6) 野外教育センター奥志摩みさきの家に関すること。
- (7) 野外活動施設花背山の家との連絡調整に関すること。
- (8) 日野野外活動施設に関すること。
- (9) 静原キャンプ場その他の野外教育施設に関すること。
- (10) 京北地域スクールバスに関すること。
- (11) 不登校の児童及び生徒の教育に関すること。
- (12) 中学校二部学級の運営に関すること。
- (13) 教育相談総合センターに関すること。
- (14) 課内庶務に関すること。

#### 指導主事室

- (1) 生徒指導及び補導に関すること。
- (2) 生徒指導及び補導に係る業務に直接従事する教職員の指導に関すること。
- (3) 少年サポートセンターその他の生徒指導に係る機関及び団体との連絡調整に

関すること。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)